

インターネット上の人権侵害について 考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去
発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしてしています。近年では携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子ども達にとっても身近なものになっています。

その一方で、インターネットでは、自分の名前や顔を簡単に知られることなく発言することができるため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。

ネット上で身近に起こっているトラブルの事例

①ネットいじめ

インターネットはいつでもSNSでやり取りができたり、瞬時に情報を発信・拡散できたりする、とても便利なツールですが、一方で、無料通信アプリにおける仲間外れや誹謗中傷の書き込み、加工された画像の拡散などネット上での「いじめ」が社会問題となっています。

②著名人に対する誹謗中傷

当たり前のことですが、芸能人やスポーツ選手などの著名人も私たちと同じ人間です。自分に対する誹謗中傷を見れば、同じように傷つきます。「著名人だから我慢すべき」や「批判の意見を書いただけ」といった言い訳は通用しません。

③個人情報の拡散

インターネット上に投稿した写真や動画から写っている人の名前や住所、通っている学校や生活範囲などが、全く知らない人に知られてしまうケースが発生しています。事件やトラブルに巻き込まれないために、投稿の際には十分注意しなければなりません。

④性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ

SNS等を経由して知り合った人により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展したケースもあります。被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

⑤インターネットでの差別

インターネット上には、同和問題や外国人、障がい者など特定の人に対する差別的な投稿も数多く見られます。このような言動は言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせる恐れがあり、決してあってはならないことです。

ネット上で人権を侵害しないために

SNSや掲示板等の利用に当たっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。ルールやマナーを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

○差別的な発言や誹謗・中傷は書き込まない

差別的な発言、承諾がない本人の情報の暴露(アウティング)、誹謗・中傷の書き込みは、許されることではありません。インターネット上の掲示板における匿名性を悪用してこのような書き込みを行うことはやめましょう。

○なりすまし行為はしない

特定の人物になりすましてインターネット上で身勝手な発言や活動をするのは、その人物の信用と名誉を著しく傷つけ、場合によっては名誉棄損で訴えられることがあります。

○個人情報を書き込まない

特定の個人の氏名や住所、電話番号等の書き込み、写真の掲載は、プライバシーの侵害に当たります。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

・みんなの人権110番 ☎0570-003-110(受付時間:平日8:30~17:15)

法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守

・インターネット人権相談 <http://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索